

飲食店を運営する事業者の皆さんへ

営業時間短縮などの協力金の支給

☎ 1026284 〇 兵庫県休業・時短協力金コールセンター ☎ 078 - 361 - 2501

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県からの営業時間短縮などの要請に応じた事業者に対し、協力金を支給します。

◆**対象期間** 10月1日～21日。

◆**対象** 県が要請する全ての期間で営業時間短縮などの要請に応じた①「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗②①以外の店舗。なお、協力金を受給するには、感染防止対策を取り、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示した必要があります。

なお、この情報は10月21日時点のもので、申請方法や申請期間などの詳細や最新の情報は、県のホームページでご確認ください。

対象	要請内容	支給額
①	【営業時間】 午後9時までに短縮 【酒類の提供】 午前11時～午後8時30分 【カラオケ設備の利用】 自粛	2万5000円～20万円×要請に応じた日数 ※1
②	【営業時間】 午後8時までに短縮 【酒類の提供※2】 午前11時～午後7時30分 【カラオケ設備の利用】 自粛	

※1 前年の売上高などにより異なります

※2 アクリル板などを設置するか座席の間隔を1m以上確保するなど、一定の要件を満たした店舗に限ります

空き家になる前にできること

「私と住まいのエンディングノート」でもしものときに備えましょう

☎ 1023238 〇 住宅政策課 ☎ 6489 - 6608 FAX 6489 - 6597

空き家になる前に備えましょう

高齢者が施設に入所したり急に入院したりして突然自宅や実家が空き家になることや、相続が発生するなどして空き家を所有することは、誰にでもあることです。その時になって慌てることがないように、事前に家族と話し合い、所有している不動産の情報や書類の保管場所を整理して、共有しておくことが大切です。

「エンディングノート」を活用してみませんか

本市では、人生を振り返り自分の考えや希望などをまとめ、持ち家の管理や処分について考えるきっかけとなるよう、「私と住まいのエンディングノート」を無料でお渡ししています。

不動産に関することは難しく感じて

後回しになってしまいがちですが、同ノートを使って住まいや財産の管理、自分や家族のこと、もしものときのことなどをテーマに沿って書き進めると、自分の思いを自然と整理できるようになっています。市役所北館5階住宅政策課などで配布していますので、ぜひご活用ください。

空き家の処分や活用は専門家に相談しましょう

☎ 1025537

本市と協定を締結しているNPO法人兵庫空き家相談センターは、空き家問題を総合的にワンストップで解決することを目指す団体です。

空き家の処分や活用など、空き家に関するさまざまな問題について無料で相談を受け付けていますので、ぜひご活用ください。☎ 同センター ☎ 0797 - 81 - 3236 FAX 0797 - 85 - 8557。

